

平成25年11月5日

鹿児島県認知症グループホーム連絡協議会長 様

鹿児島県保健福祉部介護福祉課長

社会福祉施設における腰痛予防対策（リーフレットの周知）について

このことについて、別添のとおり厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長から通知がありましたので、貴会会員施設等へ周知くださるようお願いいたします。

記

○リーフレット及び職場における腰痛予防対策指針については、県ホームページに掲載しています。

・県H.Pトップ>健康・福祉>高齢者・介護保険

　　> 県内の事業者の方へ > 職場における腰痛予防対策指針について

<http://www.pref.kagoshima.jp/ae05/kenko-fukushi/koreisya/>

[jigyosha/youtuusisinn.html](http://www.pref.kagoshima.jp/ae05/kenko-fukushi/koreisya/jigyosha/youtuusisinn.html)

問い合わせ先

鹿児島県保健福祉部介護福祉課

事業者指導係 黒田

TEL：099-286-2676

FAX：099-286-5554

メール：k-jigyo@pref.kagoshima.lg.jp



基安労発1010第1号
平成25年10月10日



都道府県
指定都市
中核市

社会福祉施設所管部局長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長
(契印省略)

社会福祉施設における腰痛予防対策（リーフレットの周知）について

平素、労働安全衛生行政の推進に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、職場での業務上の腰痛は、休業4日以上職業性疾病のうち6割を占めることから、厚生労働省においては平成6年に「職場における腰痛予防対策指針」を示し、腰痛予防対策を推進してきたところです。

この間、業務上の腰痛の発生件数について、製造業、建設業、運輸業等で大きく減少する一方、社会福祉施設においては、高齢化の進展等を背景に最近の10年間で2.7倍に増加しており重要な課題となっています。

このため、本年6月に当該指針を改訂し別添のとおり、平成25年6月18日付け基発0618第4号「職場における腰痛予防対策の推進について」により各関係自治体の長あて通知したところですが、今般、当該指針のうち、福祉・医療分野等に係る介護・看護作業における腰痛予防対策のリーフレットを作成しましたので周知にご協力いただきますようお願いいたします。

また、この指針の内容の周知、腰部に負担の少ない介助法等の普及のため、本年度の委託事業として「第三次産業労働災害防止支援事業(社会福祉施設)」を実施しており、都道府県ごとに腰痛予防対策講習会を開催することとしています。

具体的な開催日時・場所、プログラムについては、後日、事業の受託者である一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会からのご案内を送付いたしますので、関係施設の参加勧奨にご協力いただきますようお願いいたします。

基発0618第4号
平成25年6月18日

都道府県知事
指定都市市長
中核市市長

殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

職場における腰痛予防対策の推進について

平素、労働基準行政の推進に格別のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、職場における腰痛予防対策については、平成6年9月6日付け基発第547号「職場における腰痛予防対策の推進について」により「職場における腰痛予防対策指針」を示し、当該業務従事者に対する腰痛予防対策の指導に努めてきたところです。

この間、腰痛の発生件数は大きく減少したものの、依然として多くの業種で業務上疾病全体に占める割合が最も大きい疾病であり、一方、社会福祉施設をはじめとする保健衛生業においては、最近の10年間で発生件数が2.7倍に増加していることから、引き続き、腰痛予防対策の推進は重要な課題です。

このため、今般、福祉・医療分野における介護・看護作業、長時間の車両運転や建設機械の運転の作業等を対象に、広く職場における腰痛の予防を一層推進するための対策として、別添のとおり当該指針を改訂しました。

つきましては、内容をご了知いただき、貴団体で働く労働者の対策の推進にご活用いただくほか、介護保険事業を所管する場合はその関係事業場を始めとした、関係者への周知等について特段のご理解とご協力をお願いいたします。その際、この通達の解説部分（参考を除く。）は、本文と一体のものとしてお取り扱いいただきますようお願いいたします。

なお、別紙1により厚生労働省関係局長及び総務省地方公務員担当部局長あて、別紙2により介護関係団体等の長あて通知しておりますので申し添えます。

(以下省略)